

公開技術会合の開催規程細目

(定義)

- 第1条 1. 公開技術会合とは、講演会、講習会、シンポジウム等の技術会合を指す。なお、研究会は含まない。
2. 公開技術会合は、「電気学会主催」と「その他、委員会などが主催」の2つに分類する。
3. 以下の場合については、「電気学会主催」の公開技術会合とする。
- ・複数の部門の技術委員会が合同で開催する場合
 - ・学会会議などが主催し、他学協会と共催で開催する場合（事務局業務を持ち回りで実施する「安全工学シンポジウム」、「風工学シンポジウム」など）
 - ・調査・規程1 第8条で規定される委員会（調査特別委員会など）が開催する場合（技術者教育認定制度検討委員会主催 講習会など）
4. 以下の場合については、「その他、委員会などが主催」の公開技術会合とする。
- ・部門、技術委員会、専門委員会などが開催する場合
 - ・部門、技術委員会、専門委員会などが他の学協会と共催で開催する場合

(承認)

- 第2条 1. 「電気学会主催」の公開技術会合の開催にあたっては、研究調査会議の承認を得る。
2. 「その他、委員会などが主催」の公開技術会合の開催にあたっては、所属部門の研究調査運営委員会の承認を得る。
3. 公開技術会合を企画するものは、名称、目的、期日、場所、発表論文予定数、参加者予定数、電気学会主催の必要性（「電気学会主催」の場合のみ）、関連技術委員会または他学協会との共催・協賛の有無、運営予算案、事務局など記載した趣意書を作成し、承認を得る。

(実行委員会)

- 第3条 1. 公開技術会合を開催する場合には、実行委員会（推進体制）を組織する。
2. 実行委員会は、当該技術会合の開催にあたり、その運営に必要な作業等を進めるための委員会組織であって、本学会会長、主催部門の部門長、主催委員会委員長が委嘱する委員により構成され、当該技術会合の終了に伴い解散する。

(事務)

- 第4条 1. 公開技術会合の事務は、実行委員会または本学会事務局または別の機関への委託により行う。
2. 「本学会事務を行う場合」、「別の機関に委託する場合」には、それぞれ、実行委員会等との役割を明確化する。
3. 別の機関に委託する場合、委託先との契約は事務局にて行う。
4. 契約にかかわる職務権限は、「事務局の運営管理規程細目」（総務・規程 1-5）による。

(経費)

- 第5条 1. 公開技術会合の経費は、原則として各会合ごとの独立採算制とする。

2. 源泉所得税の対象となる支出が発生した場合は、源泉所得税分を学会会計に戻入し、事務局より納税する。また、源泉所得税額が明確になる領収書（付録1）を発行し、事務局に送付する。
3. 公開技術会合開催に伴い発生した収支は、部門会計または学会会計に組み入れる。具体的には、決算書ならびに収支差額金を学会事務局に送付し、事務局にて会計システムへ入力する。事務局は、消費税相当項目について、消費税の納付手続を行う。

(他学協会主催の会合への共催・協賛)

第6条 技術委員会が、関連他学協会主催の公開技術会合に名義だけの共催・協賛を依頼された場合は、研究調査運営委員会の承認を得るものとする。

(著作権の取扱い)

- 第7条
1. 公開技術会合開催にあたり出版する論文集等に掲載される論文の著作権に関する事項は、編修・規程3「著作権規程」による。
 2. 当該公開技術会合が他団体と共催等の形で開催される場合は、関係団体と協議して著作権に関する取り扱いを別途定める。
 3. 公開技術会合を開催する実行委員会に対する著作権の周知は、別に定める「公開技術会合開催にあたり出版する論文集等の著作権に関する手引き」による。

(付則)

1. 本規程細目は平成3年3月26日、理事会において承認制定。
2. 本規程細目は平成3年5月24日より施行する。
3. 平成14年2月4日、調査会議にて見直しについて承認。
4. 平成17年6月30日、研究経営会議にて一部改正。